

保護者様

令和 年 月 日

南魚沼市立 学校長

出席停止のお知らせ

お子さんのかかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の児童生徒にうつるおそれのある期間は出席停止となり、登校できません。(主な感染症の出席停止基準については、裏面をご覧ください。)

必ず医師の診断及び治療を受け、医師から登校の許可がおりましたら、下記の登校許可証明書を記入していただき、登校時に学校へ提出してください。

なお、出席停止になった期間は欠席の扱いとはいたしません。

主治医様

現在かかっている疾病が治癒、又は他の児童生徒にうつるおそれがなくなりましたら、下記の登校許可証明書をご記入いただき、保護者・児童生徒に「登校してもよい」旨のご指導をお願いいたします。

----- き り と り せ ん -----

登 校 許 可 証 明 書

[学 校 名] 南魚沼市立三用小学校

[児童・生徒名] 年 組 氏名

[疾 病 名]

該当する疾病名
に、○をおつけ
ください。

- 1 ~~インフルエンザ (A型・B型)~~ 別形式
- 2 麻疹
- 3 流行性耳下腺炎
- 4 風疹
- 5 水痘
- 6 咽頭結膜熱
- 7 流行性角結膜炎
- 8 溶連菌感染症
- 9 その他 ()

上記の病気は軽快し、他に感染のおそれがなくなったため、 月 日 より登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

(裏面)

主な感染症と出席停止の基準

疾 病 名	出 席 停 止 の 基 準
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日経過し、かつ解熱した後2日経過するまで 別形式
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	発しんを伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 疹	発しんが消失するまで
水 痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜熱	医師において感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後、24時間を経て全身状態が良くなるまで
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで
感染性胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス等）	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態が良くなるまで
その他(新型コロナウイルス)	5日間自宅待機かつ症状軽快後24時間以上経つまで 別形式

インフルエンザ出席停止期間についての追加資料
(使うかどうかは各校の自由です)

インフルエンザ出席停止基準
<早見表>

発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日経過し、
かつ解熱した後2日経過するまで

発熱期間	発症日	発 症 後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
2日	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
3日	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
4日	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
5日	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能